

# 榎本 祐三 の 市政報告



## はじめに

令和3年第2回定例市議会は、6月10日（木）から6月29日（火）の20日間で実施され、本会議並びに委員会は新型コロナウイルス感染防止のため、前回と同様市民の皆様の傍聴をご遠慮いただきました。

また、一般質問は60分に戻しましたが、一般議案、補正予算の本会議での質疑時間は40分を30分に短縮して実施しました。

新型コロナウイルスの対応のためとはいえ、通常の議会とは異なり一部制限をして開催することは誠に残念に思います。しかし、どのような状況になっても議会・議員の使命は変わりませんし、むしろ厳しい時こそあるべき姿を追求し、市民の皆様の負託に応えなければならないと思っております。

また、新型コロナウイルスの政府の対応について、野党やマスコミが国民に感染防止の呼びかけをすることもなく、ただ批判するだけなのは如何なものかと思えます。特にテレビのバラエティー番組で、コメンテーターと称する人たちの批判するだけのコメントにはうんざりしています。

さて今回の市政報告では、新型コロナウイルス対応に関する私の考えと、私の一般質問から報告することといたしました。

## 新型コロナウイルス対応に関する私見

私達の日本は、第2次世界大戦敗戦後に国家の緊急事態に対する法整備をほとんどしてこなかったと思っております。それは、戦後の米国による対日政策に起因しているのではないかと思っておりますが、国家が国民を統制するなどといったことは、タブー視されてきたのではないのでしょうか。

端的な例が自衛隊に関する法整備です。国防と言う国家・国民にとって極めて重要な任務を遂行する時（有事）であっても、戦車に道路交通法が適用されるといったことが起きるのではないのでしょうか。

今回の新型コロナウイルスの対応でも明らかなように、ほとんどの国が法の下で国民を厳しく統制、規制して対応しているのに比べ、我が国の場合は罰則規定があるとはいえ、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置のお願いで対応しているというのが実態です。

また、新型コロナウイルスにはワクチンが有効であることが、先進するヨーロッパ各国の実績から判明し、日本でもワクチン接種を進めていますが、6月20日の東京新聞1面では「摂取しない選択 配慮を」の見出しで、接種が義務ではなく個人の選択であること強調していました。

当然のことながらワクチン接種は、持病があったり副反応が心配な方の接種を強制するものではありません。しかし、このように大手の新聞社が「接種は義務ではない。」といったようなことを発信すると SNS 上で拡散され、有効な対策であるワクチン接種が進まないことに危機感を持っています。

むしろ新聞報道では、コロナウイルスに対するワクチンの有効性を報道し、国民が積極的にワクチン接種を進めるように報道すべきで、その中で持病があったり副反応が心配な方は、掛かりつけの医者や接種の際に担当医と相談するよう説明することが必要なのではないのでしょうか。

また、このような事情から接種を控えた人を会社や地域で差別することのないよう、強調して注意喚起すればよいのではないかと思います。

新聞が弱者の味方であることは十分認識していますが、どうも私が購読している東京新聞を初め大手の新聞の論調が、国全体の状況から論説するのではなく、政府の政策・施策の不備ばかりを強調しているようにしか見えてなりません。

また、野党も国民が納得するような代案を示すことなく、政府批判のマスコミに同調して騒ぐだけでは、低迷する政党支持から脱却できないのではないかと思います。

緊急事態宣言が沖縄を除いて解除され、まん延防止等重点措置に切り替わりましたが、東京をはじめ首都圏の感染者数の状況は、決して楽観できるものではありません。

6月26日の東京新聞によれば、世界の感染者数は179,916,206人で、死者は3,898,238人とありました。死者数が400万人近くになると考えると、第3次世界大戦が始まったと言っても過言ではないでしょう。

一方日本の状況を見ますと、感染者数は世界では34番目で791,452人、死者数が14,551人でした。人口比での比較がありませんので相対的な判断はできませんが、この数字からすると各国から比べて日本がいかに少ないかが理解できますので、毎日身を粉にして対応している医療関係者の皆さんに感謝をして、自分や家族が感染しないように努めるのが私たち国民の進むべき道ではないかと思います。

## 粗大ごみ処理施設の今後

安房郡市広域市町村圏事務組合の可燃ごみ処理施設の建設計画がとん挫した結果、館山市は現有の処理施設の長寿命化総合計画を策定して、施設の大改修で延命化する方法を選択し、他の2市1町が参加する上総4市のゴミ処理事業には加わりませんでした。

一方、安房郡市広域市町村圏事務組合から館山市が運転業務を委託されている粗大ごみ処理施設は、老朽化が著しいことと当該施設を活用しているのが館山市(98%)と鴨川市(2%)のみであることから、平成31年に館山市に無償譲渡したい旨当該事務組合から提起されています。

館山市は、これを受けて本年1月からプロジェクトチームを作り検討を重ねており、7月末までに安房郡市広域市町村圏事務組合に無償譲渡を受けるのか、又は別の方法を選ぶのかを回答することになっております。

令和3年度の当該事務組合の予算書によると、粗大ごみ処理費は6219万円計上されておりますが、館山市が負担するのは搬入量割の3916万円となっております。つまり、現状では粗大ごみ処理に、当該事務組合の資金が2300万円ほど投入されており、他の構成市町からすると当該施設は迷惑施設になっているのです。このようなことから、館山市とし

て早急に結論を出す必要があると考え、一般質問したものです。

また、館山市が無償譲渡を受けるにしろ、別の方法を選ぶにしろ、なぜその選択をしたのか、合理的に説明できなければなりません。特に財政負担からの検討が重要と思われるので、どちらを選択してもしっかりとした検討結果を示し、今後の粗大ごみ処理計画を明らかにするよう要望しました。

館山市の粗大ごみ処理に広域の予算が投入されていたことを考えると、今後館山市が単独で実施するようになった場合は、それなりの財政負担が見込まれますし、旧施設の解体費用や新施設を作る場合の費用等を考慮すると、行財政改革方針にも影響するのではないかと考えています。

どのような選択肢になっても、粗大ごみ処理に関して市民生活に影響を及ぼすことがないよう要望しました。

## 市役所庁舎の建設計画の策定

館山市の本庁舎（1号館）は、建設後約60年になります。9年前に耐震改修を実施していますが、耐震基準に抵触する部分や給排水の配管に劣化が進んでいないのか質しました。

答弁によりますと、本館（1号館）から4号館まで耐震改修を実施したことにより、耐震基準を満たしており、震災には対応できるとのことでした。

6月10日付の房日新聞1面に「安房庁舎の集約化へ」の見出しで、6月県議会で館山市の安房合同庁舎を旧安房南校跡地に新設し、隣接機関を集約する計画が上程され、承認されれば基本計画などが着手されるとありました。

つまり、現在の合同庁舎にある安房地域振興事務所、館山県税事務所、安房農業事務所、安房土木事務所に加え、安房保健所、南部漁港事務所、南房総教育事務所安房分室が集約され、県の出先機関の庁舎が新たに建設されることになります。事業期間は令和3年度～8年度で、5年後には新たな合同庁舎が南校跡地にできることになります。

既に館山警察署の移転工事が南校跡地で始まっており、県の出先機関の集約化に呼応して、館山市としても市役所庁舎の建設計画の策定に取り組むよう要望しました。

館山市は庁舎の老朽化に伴って庁舎建設基金を設置し、約15億8千万円ほどの基金を積み立てています。一方で、行財政改革の取り組みでも指摘されているように、財政調整基金に余裕がないことから、当該基金を庁舎建設以外にも流用できるよう条例改正しており、条例に基づいて流用されています。

庁舎の建設には多大な資金を必要としており、館山市が蓄えた庁舎建設基金だけでは、到底賸えるものではありません。第3中学校の建て替えでも資金不足から事業の進展が危ぶまれましたが、関係者の皆様のご尽力により、防衛省からの支援が受けられることになり、実現できています。

したがって、館山市としては行財政改革の流れも見据えた建設計画（資金計画）を今の内から検討していく必要があると思っています。

平成25年に建設経済委員会で宮城県石巻市を行政視察しましたが、市庁舎の1階が大型ショッピングセンターとなっており、2階以上6階までが市庁舎となっていました。駐車場も余裕があり、市民の利便性も確保されていると実感したところです。

このように先進する自治体の取り組みも参考にして、建設費用の削減に努めるとともに庁舎建設が実現するための取り組みを、今から調査・研究することも要望しました。

### 第3次行財政改革の推進

館山市の財政構造は、令和元年度の決算報告にもあるように、国の健全化判断比率の指標には、余裕をもって抵触するものではありません。

ではなぜ、行財政改革を平成17年度から実施しなければならないのかというと、経常収支比率（経常的な収入に対する経常的な支出の比率）が極めて高いことと、財政調整基金（貯金）が少ないことにより、財政運営に余裕がないことが主因です。

経常収支比率は、100%を超えた時もありましたし、現在でも98%台で県下でも下か10番以内に入ります。

このような、実態を克服するため市長を初め職員の給与を減額する取り組みが何度となく実施され、我々議員もこれに呼応して報酬の減額を実施してきました。給与や報酬の減額は人件費の減額になりますので、経常収支比率の改善に直結します。

現在も新型コロナウイルス対応で、市長始め三役の給与並びに議員の報酬の削減が続けられていますが、抜本的な解決策にはなっておりません。

歳入を増やし歳出を減らすのは行革の本旨ですが、税率については館山市は県下1、2位の高い実績を収めており、これ以上増やすのは至難の業と思っています。一方、高齢化が進むにつれ、医療費等社会保障関連の経費は年を追うごとに増え続けております。

高齢化の現状は館山市だけの問題ではなく、近隣の市町が同様の悩みを抱えています。私も高齢者になりますが、健康で元気な高齢者が多ければ、社会保障関連の費用は減りますので、健康で長生きするよう努めたいと思っています。

行財政改革の取り組みでは、補助金の見直しを提言しました。館山市が市の団体等に支出している補助金の総額は、約7億8千万円ほどあります。三芳水道企業団の約2億4千万円を筆頭に件数で106件（市の単独72件）で、少ないものは千円のところもあります。

私は行財政改革を市民の皆様にご認識していただくために、補助金の見直しは極めて有効であると思っています。今まで既成事実で補助金を受け取れたものが、事業計画の審査を受けることによって、事業や組織の見直しが行われ、適切な補助金になると考えるからです。そして、これらの審査を受けることによって、行財政改革の取り組みを認識していただけると思うのです。

### おわりに

新型コロナウイルスの対応により、議員が集まって議論する機会も少なくなりましたが、私たちの会派では、公明党、新しい風の会の会派議員とインターネットのメールで意見交換しています。個人的には議会事務局ともメールでのやり取りをしており、FAXはメールができない場合に使用しています。

議会が言論の府であることは論を待ちませんが、コロナ対応もあってこのところの館山市議会では、議論が極めて少ないように思います。それは提起された課題に対して、次の参集までに会派で結論を出すことになり、会派の結論を出し合って採決すると言った状況で、議会内で議論することがほとんどなくなっているのです。

各会派でどれだけ議論がなされたのかは不明ですが、少なくとも私たちの会派と公明党、新しい風の会派は、メールを媒体に議論しています。これは今後の議会運営の一つの方策だと思いますし、メールで議論できることは議員の必須条件ではないかと思っています。